日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う

当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する特則

（趣旨）

第１条　この規則は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して行う、市中流通拠点（市中流通拠点における貨幣の受払要綱３．の市中流通拠点をいう。以下同じ。）における当座勘定の払戻にかかる事務（以下「当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）」という。）について、同一の取引金融機関において当座勘定の払戻を受ける取引先と当該払戻の請求を行う取引先が異なる場合の当座勘定規定、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則（以下「当座勘定特則」という。）および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則の特則を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、当座勘定規定において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）当座勘定払戻先

市中流通拠点における貨幣の受払要綱３．の利用先として日本銀行から承認を受けた先であって、自己の当座勘定の払戻を市中流通拠点において受ける取引先をいう。

（２）払戻請求入力先

当座勘定の払戻の請求を日銀ネットにより行う取引先をいう。

（払戻請求方法）

第３条　当座勘定払戻先（日本銀行との間で日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う先（以下「オンライン取引先」という。）に限る。）は、自己の当座勘定の払戻を市中流通拠点において受ける場合には、同一の取引金融機関に属する他の払戻請求入力先に、自己に代わって、日本銀行に自己の当座勘定の払戻の請求を行わせることができる。

２．当座勘定払戻先（オンライン取引先でない先に限る。）は、自己の当座勘定の払戻を市中流通拠点において受ける場合には、同一の取引金融機関に属する他の払戻請求入力先に、自己に代わって、日本銀行に自己の当座勘定の払戻の請求を行わせるものとする。

３．払戻請求入力先は、第１項または前項に規定する払戻の請求を行う場合には、日銀ネットを利用するものとする。

４．当座勘定払戻先は、第１項または第２項に規定する払戻の請求にかかる当座勘定の払戻を受ける場合には、小切手を使用しないものとする。

５．払戻請求入力先は、第１項または第２項に規定する払戻の請求を行う場合には、当座勘定払戻先が払戻を受ける日の前営業日に、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

（１）取引実行日

（２）払戻金額

（３）当座勘定払戻先の名称

（４）その他日本銀行が定める事項

６．払戻請求入力先は、日本銀行が別に定める時刻までは、第１項または第２項に規定する払戻の請求を日銀ネットを利用して取消すことができる。

７．払戻請求入力先は、第１項もしくは第２項に規定する払戻の請求または前項に規定する払戻の請求の取消のための日銀ネットにおける入力後、遅滞なく、当座勘定払戻先に対し、当該入力を行った旨を連絡するものとする。

（払戻を行う時期）

第４条　当座勘定払戻先は、払戻請求入力先に前条に規定する払戻の請求を行わせた場合には、日本銀行が別に定める時刻までに、市中流通拠点において、自己の当座勘定の払戻を受ける。

（事務処理の通知）

第５条　日本銀行は、第３条に規定する払戻の請求にかかる当座勘定払戻先の当座勘定の引落を行った場合には、当該引落にかかる払戻請求入力先および当座勘定払戻先（オンライン取引先に限る。ただし、日本銀行の当座預金取引の相手方に関する選定基準（取引の拠点にかかる基準）１．（１）ロ．に定める施設を取引拠点（同基準１．（１）の取引拠点をいう。）として行う自己の当座勘定の払戻を市中流通拠点において受けるオンライン取引先を除く。）に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

２．前項の規定による通知を受けた払戻請求入力先および当座勘定払戻先は、当該通知の内容について異議のある場合には、直ちに日本銀行にその旨を連絡するものとする。

（照会）

第６条　払戻請求入力先は、第３条に規定する払戻の請求にかかる事項で日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会することができる。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第７条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または日本銀行との間で当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する特約を結んだ者（以下「特約先」という。）にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第８条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）の適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講じることができる。

（利用制限）

第９条　日本銀行は、当座勘定特則第１２条第２項の規定により、特約先による当座勘定特則第２条の２に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限する場合、または日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻事務に関する規則第１２条第１項の規定により、特約先による同規則第３条に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限する場合には、当該特約先による第３条に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。

（規則の改正）

第１０条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）の適切な運用を確保するため、必要ある場合は、この規則を改正することができる。